

1. 環境基本計画に沿った環境施策進捗状況

1. 長期目標「みんなで環境について学び考えるまち」の実現に向けて

| 施策の基本方針 | 具体的目標 | 個別施策 | 目標達成状況 | |
|---|----------------------------|--|---|---|
| | | | 取組内容 | 達成状況 |
| | | | | H29 |
| ①環境教育，環境学習の推進 | 学校を拠点とした環境教育・環境学習の推進 | 学校における環境教育・環境学習のための教材や情報を収集・提供し，環境をテーマにした総合学習の時間への支援を図る。 | 小・中学生を対象に環境出前講座を実施。水俣こ学ぶ肥後っ子教室の実施。 | ○ |
| | | 小学校から中学校への段階を考えた環境教育の体制づくりを推進する。 | 環境教育を努力目標に掲げ推進 | ○ |
| | | 学校と地域（市民，事業者及び民間団体）が一体となり，児童・生徒による自然・文化等の体験的活動（「学社融合事業」，「緑の少年団」等）が進められる環境づくりを推進する。 | 「水俣こ学ぶ肥後っ子教室事業」を実施。地区公民館等と連携し，地域の名所を巡るウォークラリーを実施。 | ○ |
| | 家庭，地域社会，職場における環境教育・環境学習の推進 | 地域社会における自然・文化等の体験的活動（「こどもエコクラブ」を始めとした自然・文化等の体験の場）を推進する。 | こどもエコクラブ2団体（2クラブ）登録有り。 | ○ |
| | | 地域社会や職場に，環境保全に関する出張講師を派遣する。 | 婦人会に対して環境学習を行った，環境学習講座を行った。 | ○ |
| | 環境情報の公開と共有 | 環境監視データ等の環境情報の公開を推進する。 | 年次報告書に記載し，ホームページや情報公開コーナーにて公開した | ○ |
| | ②環境保全活動への自主的な取り組みの推進 | 家庭，地域社会，職場における環境保全活動の推進 | 市民が馴染みやすい「エコライフ計画」を策定するとともに，「エコライフ計画」に関する市民への普及・啓発を図る。 | 転入者にエコライフ計画を配布するほか産業祭に婦人会の協力のもと，アクリルたわし教室を開催した。 |
| 環境保全協定の締結及び充実を推進し，事業者により一層の環境保全への取組を促す。 | | | 進出企業等があらゆる業種を精査し，環境保全協定の締結を促している。 | ○ |
| 地域全体が積極的に環境保全活動を実践できるように，環境保全活動への支援を促進する。 | | | くまもとみんなの川と海づくりデー実施及び船場川クリーン作戦への参加，ボランティアゴミ袋の支給 | ○ |
| 市における率先的な環境保全活動の展開 | | 市職員が自ら環境保全活動を実践できるように，市職員に対する研修会の開催及び参加を促進する。 | 全職員対応の研修を実施することはできなかったが，新採用職員に対する研修を実施した。 | △ |
| | | 環境マネジメントシステム（EMS）により環境基本計画の運用を行う。 | 年次報告書こより公表し，運用を図っている。 | ○ |
| ③人づくりの推進 | 組織づくり | 市，市民，事業者及び民間団体が協働して参画できる環境保全のための話し合いの場を設け，環境保全への取組を推進する。 | 環境推進連絡会議未開催 | × |
| | | 環境保全活動を効果的に行うために，地域組織（婦人会や子ども会等）のネットワークを形成するための環境整備を図る。 | 婦人会員等こ「地球温暖化防止活動推進員」となってもらい環境保全の推進を図った。 婦人会によるホウ酸団子作りを行った。 | ○ |

2. 長期目標「みんなで育む安心なくらしと豊かな文化と水のまち」の実現に向けて

| 施策の基本方針 | 具体的目標 | 個別施策 | 目標達成状況 | |
|--|-------------|---|---|------|
| | | | 取組内容 | 達成状況 |
| | | | | H29 |
| ④ 豊かな湧水の保全と適正利用 | 地下水の水質汚濁の防止 | 有害物質の使用に対する監督・指導の徹底を図る。 | 毎年地下水調査を実施している。 | ○ |
| | | 地下水の定期的な水質調査・監視体制の充実を図り、汚濁の危険性が判明した場合には、汚濁原因の解明や適切な保全対策を実施する。 | 県計画に基づき県調査・市調査を併せて監視している。 | ○ |
| | | 下水道事業の拡充整備の推進とともに、生活排水処理に対する市民の意識啓発を図る。 | 下水道区域外の浄化槽設置に対し補助金を交付し、生活排水処理対策を推進している。 | ○ |
| | 地下水量の回復 | 公共事業の実施に当たっては、透水性舗装や透水性柵の設置等の雨水の地下浸透機能に配慮する。 | 緑地帯を配置し、舗装面積を減少させた。 | △ |
| | | 森林の水源かん養機能の向上・維持のために、広葉樹林の育成や針葉樹林の下草刈り等の手入れを推進する。 | 森林整備支援活動交付金事業の未実施のため。 | × |
| | | 雨水利用や中水利用、工場における回収水利用を推進する。 | 雨水タンク、雨水浸透ます設置補助制度を実施しているが、地下水を利用する工場等には、許可申請等回収水利用等を進めている。 | ○ |
| | 轟水源の保全と活用 | 轟水源の水源かん養域を対象に、水源かん養林として広葉樹林の育成や樹林地の安易な伐採の抑制を図る。 | 宇土市森林整備計画において、水土保全林に指定している。サイン板の設置を行っている。 | ○ |
| | 水資源の安定的確保 | 水道施設の給水区域の拡充整備を推進するとともに、安心して使用できる水資源の継続的な確保を図る。 | 水質管理に関しては、水道法に基づき、維持管理を行い、水資源の確保については上天草宇城水道企業団から安定供給を受けている。 | ○ |
| | 周辺市町村との連携 | くまもと地下水財団において地下水保全の取組を促進するとともに、その他必要に応じて、地下水保全のために周辺市町村との連携を図る。 | くまもと地下水財団の一員として地下水保全の推進を行っている。 | ○ |
| | 地下水利用意識の啓発 | 住民参加型の水源かん養林の造成事業を推進し、地下水に関する市民への意識の啓発を図る。 | 広報うとによる啓発 | ○ |
| 市民及び事業者に対して、地下水保全のための具体的な方法について、パンフレットの作成や「広報うと」への掲載により普及・啓発を図る。 | | 広報うとにより啓発 | ○ | |
| ⑤ 有明海の水質保全 | 生活排水対策 | 公共下水道終末処理場の拡充整備と合わせて、地域の実情に応じた漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進する。 | 合併浄化槽設置補助（個人住宅）を行い、設置の推進している。H26年度からは特に、汲み取りや単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する場 | ○ |

| | | | | |
|---------------------------------|------------------|---|--|---|
| | | 公共下水道及び漁業集落排水事業への加入・接続、又は合併処理浄化槽の設置に関する市民意識の啓発を図る。 | 合の補助を拡充している。 また、広報うとによる啓発等を行い、生活排水対策の推進を行っている。 | |
| | | 石けん・洗剤の適量使用や廃食用油の適正処理等、生活排水処理に対する市民意識の啓発を図る。 | 廃食用油のリサイクル実施。 | ○ |
| | | EM菌に関する情報の収集、調査・研究を推進するとともに、EM菌に関する情報を提供する。 | エコライフ計画において啓発するとともに、宇土ライオンズクラブのEM菌普及活動の支援としてEM原液を支給。 | ○ |
| | 水質の監視・汚濁の防止 | 熊本県との連携も含めて、市全域の河川及び海域の水質の状況を把握できるように、定期的な水質調査及び監視体制の充実を図る。 | 県計画に基づき、国・県が調査を実施。また、市独自に市内主要河川の水質調査を実施。 | ○ |
| | | 水質の汚濁に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | 年1回、主要事業者からの排水の水質調査を実施 | ○ |
| | | 熊本県の研究機関等と協力して、のり養殖に用いられる酸処理の現状把握を推進し、必要に応じて適切な対策を検討する。 | 漁協独自に適正な酸処理を実施、構築 | ○ |
| | 公共工事における水質浄化への配慮 | 河川改修工事にあたっては、河川の自然水質浄化能力に関係の深い水辺植物の生育や底生生物の生息及び底質に配慮する。 | 河川改修事業等で環境保全型ブロックを採用 | ○ |
| ⑥化学物質対策 | 化学物質対策 | シックハウス症候群や環境ホルモン等有害な化学物質についての情報を収集し、提供する。 | 国・県等からの情報を関係各課へ提供する。 | ○ |
| | | 公共施設の新設に際しては、シックハウス症候群や環境ホルモンによる影響に配慮する。 | 化学物質等に配慮した設計施工を行っている。 | ○ |
| | | 「学校環境衛生の基準」に基づき、小中学校におけるシックハウス症候群についての調査等を計画的に実施する。 | 教室内空気環境測定を毎年実施している。 | ○ |
| | | 農薬及び化学肥料の種類及び量についての適正使用を推進するとともに、特に広範囲・大量に使用する事業者に対しては、周辺住民への事前周知に努める等の配慮を図るように助言・指導する。 | 広報うとによる市民啓発 | × |
| ⑦大気、悪臭、騒音及び振動、地盤沈下の防止と公害防止体制の整備 | 大気汚染物質の固定発生源対策 | 大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | 熊本県と連携して行っている。 | ○ |
| | 自動車交通対策 | 自動車交通の沿道への影響を低減するために、歩道及び緑地帯の整備の推進や、適切な用途地域指定等による道路沿いに適した土地利用の誘導を図る。 | 指定した用途により、土地利用の制限、誘導を行っている。 | ○ |
| | | アイドリングストップ運動に積極的に展開し、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 | EMSにより、公用車等のアイドリングストップの啓発を図っている。市民にはエコライフ計画にて啓発しているが、事業所への普及について | △ |

| | | | | |
|-------------------------|--------------|--|--|---|
| | | | は未実施。 | |
| | | 「ノーカーデー」や「4km以内のマイカー通勤の自粛」を積極的に実践する。 | ノーカーデーについては、熊本地震以降未実施。H29.6より再開 | ○ |
| | | 公用車の買換え時期に合わせて、環境への負荷が少ないエコカー（低公害車、低排出ガス車、低燃費車等）に随時移行する。 | 基本的に買換え時にはエコカーを購入 | ○ |
| | 野焼き対策 | 野焼き防止に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。 | 広報紙・パトロール等で啓発 | ○ |
| | | 野焼きの監視・指導の徹底を図る。 | パトロールの強化 | ○ |
| | 悪臭の防止対策 | 悪臭に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図るとともに、悪臭防止設備の整備に対する助言・支援を図る。 | 通報等を受けて、事業所対策を促している。 | ○ |
| | 騒音及び振動の防止対策 | 騒音及び振動に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導の徹底を図る。 | 継続して実施している。 | ○ |
| | | 道路交通騒音の現況把握及び監視のために、継続的な道路交通騒音の調査体制の整備を図る。 | 定期的に道路交通騒音の測定を行っている。 | ○ |
| | 地盤沈下の未然防止対策 | 国や熊本県との連携を図り、継続的な地下水水位及び地盤沈下の調査・監視を推進し、地盤沈下の未然防止を図る。 | 県との連携を図る。 | ○ |
| | | 「豊かな湧水の保全」を基本方針とした「地下水量の回復」及び「地下水利用意識の啓発」のための市の役割を促進する。 | 大口の地下水採取者から地下水採取量報告書の提出を受け付けている。 | ○ |
| | 公害防止体制の整備 | 環境保全協定を既に締結している事業所に対しては必要な見直しを実施して効果的な運用を図る。また、環境保全協定を締結していない事業所に対しては、環境負荷の程度に応じた環境保全協定の締結を促進する。 | 継続して実施している。 | ○ |
| | | 関係機関との連携を図り、公害苦情の適切で迅速な処理及び解決を図る。 | 継続して実施している。 | ○ |
| ⑧ 人にやさしい歩道等交通基盤、公共施設の整備 | 安全性（交通基盤）の確保 | 交通安全施設に対する市民の要望の把握に努め、関係機関との協議により、市民からの要望の実現に努める。 | 各行政区からの要望により実施している。 | ○ |
| | | 障がい者、高齢者、歩行者、自転車利用者等の安全対策のため、歩道、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設及びバリアフリーの整備を推進する。 | 各行政区からの要望により実施している。 交通安全及びバリアフリーに配慮した整備を実施している。 | ○ |
| | 公共交通の整備・充実 | JR宇土駅へのアクセス道路の整備や駅周辺の駐車場・駐輪場の整備を推進する等、市民が利用しやすい効率的な公共交通の整備に努める。 | コミュニティバス、乗合タクシーを整備している。 | ○ |
| | | 公共交通（バス及びJR）の積極的な利用に関する市民意識の啓発を図る。特にバス路線の維持のために、バス路線利用に関する市民意識の啓発を図る。 | 広報等で定期的に啓発を行っている。 | ○ |
| | 人にやさし | 公共施設の新規建築に際しては、バリアフリーに配慮した設計とする。 | バリアフリーに配慮した設計を計画している。 | ○ |

| | | | | |
|-------------------------|-----------------------|---|--|---|
| | い公共施設の整備 | 民間企業における施設のバリアフリー化に対する補助金制度の普及を図る。 | 相談なし | × |
| ⑨ やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出 | やすらぎと潤いを感じる都市景観の保全と創出 | 地域に合った良好な都市景観形成のための地区計画や緑化協定等の制定に向けて、市、市民及び事業者が連携を図っていくための環境づくりを進める。 | マスタープランにおいて地区計画等の位置付কা行っているが、制定していない。 | × |
| | | 美しい街並み景観を創出するために、新規の市営住宅等の建設の際は電線の地中化を促進する。 | 既存団地内に災害公営住宅を整備するため、敷地内の電線地中化のみを計画している。 | ○ |
| | | 街路樹等の緑地保全に努め、調和のとれた建築物、屋外広告物、街路樹や花壇の整備等を進め、安らぎの感じられる都市景観形成を図る。特に、国道57号沿いでは、「熊本県景観条例」に基づく沿道景観の向上を推進する。 | 県と協力して屋外広告物パトロールや、街路樹の剪定及び市民への花苗配布などを行い、沿道景観の向上を推進している。 | ○ |
| ⑩ 文化遺産の保存と活用 | 文化遺産の保存と活用 | 文化財を一般に公開して活用するための施設の整備を推進する。 | 熊本地震で被災した大太鼓収蔵館の修繕を行い、早期に再開した。 | ○ |
| | | 文化財保存団体の育成及び後継者づくりを支援する。 | 各種文化財保存団体への補助を行った。 | ○ |
| | | 文化遺産を自然公園や祭りと合わせた観光資源として整備を図る。 | 宇土雨乞い大太鼓において、破損した皮の張替えを行った。 船場橋周辺の観光誘客事業の促進（お地藏さん横丁など） | ○ |
| | | 周辺の自然環境の保全に配慮した文化遺産の資源整備を促進する。 | 国指定史跡「宇土城址」の整備は熊本地震のため実施できなかった。 | × |
| | 文化遺産の保存・継承のための意識高揚 | 文化団体の活動を支援するとともに、文化団体と協力して文化施設等の活用・イベントの開催を企画する。 | イベントの実施を行った。 宇土大太鼓フェスティバル執行委員会や宇土市文化協会等への補助を行った。 | ○ |
| | | 学校の総合学習の時間を利用して児童・生徒が文化遺産に親しみ機会の充実を図る。 | 網田の焼き物、鶴城の琴、踊りなどに親しみ機会の充実を図っている。 | ○ |
| | | 文化施設や文化活動等に関する情報を「広報うと」に掲載する。 | 文化関連イベントを随時「広報うと」へ掲載した。また、宇土市の歴史や文化財を紹介する「温故知新〜うと学だより〜」を連載している。人材活用事業での取り組み状況等を広報掲載している。 | ○ |
| | | | | |

3. 長期目標「みんなで育む豊かな自然が息づく山と川と海のまち」の実現に向けて

| 施策の基本方針 | 具体的目標 | 個別施策 | 目標達成状況 | |
|-------------------|--------------|---|--|------|
| | | | 取組内容 | 達成状況 |
| | | | | H29 |
| ⑪ すぐれた自然，身近な自然の保全 | すぐれた自然の保護 | 名水百選の水源地周辺では、地下水脈等に配慮した土地利用を推進し、名水百選の湧水の保全を図る。 | 具体的な取組は現在のところないが、地下水脈等に配慮した土地利用を推進する考えである。 | ○ |
| | | 県立自然公園、鳥獣保護区、天然記念物・名勝等法令に基づく指定対象について、適正な保護・保全を図るための配慮・指導を推進する。 | 適正に保護・保全を図った。 | ○ |
| | 有明海の干潟の保全と活用 | 景観的な視点、生物多様性の視点、水質の浄化機能、人と自然との触れ合いの視点等の多面的な視点に立った総合的な保全策を推進する。 | 生物多様性を推進している。 | ○ |
| | | 干潟の生き物に配慮し、熊本県立自然公園条例等の各種関係法令に基づいた干潟の適切な保全と活用を推進する。 | 生物多様性を推進し、併せて干潟の保全を推進している。 | ○ |
| | | 干潟等に堆積した泥土の浚渫及び耕耘を推進し、国に緑川上流ダムの有効利用（泥土・土砂の堆積・流出を考慮した計画的な水の放流等）の提言を図る。 | 平成22年から漁場耕耘を実施。緑川下流域の潮位を考慮した放水について提言を行う。 | △ |
| | | 市民による干潟の生き物調査を企画・実施し、干潟等の生き物に関する情報の提供を図り、干潟等の保全に関する意識の啓発を図る。 | 要望がなかったため行わなかった。 | × |
| | | 干潟の清掃活動に関する市民及び事業者への意識の啓発を図り、清掃活動への市民、事業者及び民間団体の参画を促す。 | 親水性護岸の清掃作業実施 | ○ |
| | 身近な自然の保全と創出 | 熊本県への要請を含めて、多自然型護岸等によりホタルや魚等の生息に配慮した河川整備を推進する。 | 河川改修事業等で環境保全型ブロックを採用 | ○ |
| | | 生き物に配慮した緑地の保全・創出を推進する。 | 市自然公園管理条例に基づき定期的な巡回を行い、適正に保護・保全を図った。 | ○ |
| | | 無秩序な農地転用を抑制し、農地の適切な保全・活用を図る。 | 農地パトロール未実施 | × |
| | | 農業用排水路の整備に当たっては、魚等の生息にも配慮する。 | 工法等の検査結果により未実施 | × |
| | | 地域住民への巨樹・巨木林に関する意識の啓発を図り、地域住民と協力して巨樹・巨木林の保全を推進する。 | 指定文化財等の巨樹を定期的に点検した。 | ○ |
| | | 生態系をかく乱する外来種に関する情報を公表し、外来種が広がらないように、市 | オオキンケイギクやケシなどの駆除や啓発については、熊本地震以降 | ○ |

| | | | | |
|---------------------------------------|-----------------------|---|--|---|
| | | 民意識の啓発を図る。 | 実施していない。 タイワンリスの捕獲を行った。 | |
| | 開発における環境配慮 | 生き物に配慮しながら、宇土市国土利用計画及び都市計画マスタープランに基づいた総合的かつ計画的な土地の有効利用を図る。 | 都市計画マスタープランに基づき計画的な土地の有効利用を図るよう再度検討する。 | × |
| | | 各種開発に対しては、都市計画法、森林法等の関連法令に基づき、規制や指導・助言等を行うとともに、環境影響評価制度の適切な運用により、自然破壊及び災害の未然防止に努める。 | 人為による災害防止に関する条例に基づき災害等の未然防止に努めている。 | ○ |
| | 自然保護の意識の啓発 | 自然環境に関する情報を、積極的に収集し、収集した情報を発信するように努める。 | エコライフ計画、環境基本計画及び広報うとによる啓発 | ○ |
| | | 環境教育や自然体験、植林活動及び自然環境調査等のイベントの支援、企画・運営を図り、市民及び事業者への自然保護の意識の啓発を推進する。 | 小学校などに対して環境出前講座を行っている。 各小学校の緑の少年団への活動費補助を行っている。 | ○ |
| ⑫ 森林の適正管理と保全 | 生物の多様性に配慮した多様な森林形態の確保 | 市民及び事業者への住吉神社及び雁回山の自然林についての情報提供を促進し、自然林の保護に関する意識の啓発を図る。 | 地元住民と森林整備の検討はしていない。 | × |
| | | 天然林の回復や広葉樹林の育成及び複層林の創出を計画的に進めるように助言し、支援を図る。 | 地元住民と森林整備の検討はしていない。 | × |
| | 森林の公益的機能の維持・強化 | 土石の流出、崩壊等を防止し、国土の保全や災害防止等を含めた森林保護を行うため、復旧治山、予防治山等の治水・治山事業を計画的に推進するとともに、国・県に治山・治水対策を計画的に行うよう要請する。特重点とする土砂流出及び崩壊防備のための保安林の整備と保全を推進する。 | 治山事業の未実施 | × |
| ⑬ 人と自然との触れ合いの確保 | 水と緑のあふれる生活空間の保全と創出 | 市民が快適に利用できるような都市公園の整備に努める。 | 日常の公園巡回・樹木の剪定等を行うことにより、快適な公園環境の整備・維持に努めている。 | ○ |
| | | 桜、つつじ、野鳥及び池等の特色を有効的に生かした自然公園の整備を促進する。 | 既存公園の維持管理は行っているが、整備箇所には至っていない。 | △ |
| | | 河岸、海岸などにおける親水空間の整備を推進し、水辺等の美化に努める。 | 有明海クリーンアップ作戦と合わせ各団体の清掃活動に補助 | ○ |
| | | 緑の拠点（水辺の緑、道路沿道の緑等）整備を推進する。 | 緑地帯の整備を行っている。 緑化推進事業により、植栽を行った際に補助金を交付 | ○ |
| | 緑地の保全及び緑化の推進 | 公共事業の中で緑化を実施するとともに、市街地における公共用地の緑化及び緑地の保全を促進する。 | 公共用地の緑化及び緑地の保全を行っている。 | ○ |
| | 自然との触れ合いの推進 | 自然公園、海岸公園及び遊歩道等の自然との触れ合いの拠点を利用したイベントや施設の整備及び情報提供の充実を図る。 | 紫陽花マンドリンコンサートを実施、震災による被害があった施設の修繕を行った。 | ○ |
| 自然との触れ合い活動の一環としてグリーン・ツーリズムを企画し、普及を図る。 | | 受入れ地域がない | × | |

4. 長期目標「みんなで取り組む資源循環のまち」の実現に向けて

| 施策の基本方針 | 具体的目標 | 個別施策 | 目標達成状況 | |
|-----------------------------------|-------------|--|--|---------------|
| | | | 取組内容 | 達成状況 |
| | | | | H29 |
| ⑭資源循環を基調とした環境保全型産業の展開 | 持続可能な農業の推進 | 良質なたい肥づくりのために、たい肥化センターの充実を図るとともに、生ごみの適正な分別収集の徹底を図る。 生ごみの適正な分別収集の徹底の啓発のために、たい肥の市民を含めた流通体制の整備を図る。 | JA（宇土健康づくりセンター）の生産量と販売高の把握。 堆肥の流通により市民へも販売されている。 生ごみの分別収集を行った。 | ○ |
| | | 減農薬・減化学肥料及び有機肥料による農産物の栽培・販売・消費を支援し、推進する。 | 広報紙による減農肥の啓発を実施 | × |
| | | 地元産の農産物を地元で消費するための拠点整備と充実を図る。 | 宇土市食育推進計画に基づき施策を実施 | ○ |
| | | 減農薬・減化学肥料及び有機肥料による地元産農産物の消費拠点として、学校給食への普及を図る。 | | ○ |
| | | 農協が中心で実施している農業廃棄物の回収及び処理を支援し、推進する。 | 廃プラ協議会への支援 | ○ |
| | 持続可能な林業の推進 | 「宇土市森林整備計画」に基づき、計画的な造林・間伐等の適切な森林管理を支援し、推進する。 | 森を育てる間伐材利用促進事業の未実施 | × |
| | 持続可能な水産業の推進 | 稚魚・稚貝の放流、禁漁区・禁漁期間の設定等による計画的な漁業を推進する。 | うなぎの稚魚、稚エビ、稚貝の放流に対して補助金を交付 | ○ |
| | | 漁業廃棄物（養殖用支柱等）の適正処理に関して助言・指導を図る。 | 海苔支柱等の適正処理に関して指導を実施 | ○ |
| | 農林水産業の振興の増進 | 農林水産業の後継者及び新規就業者の育成を支援する。 | 農業・漁業後継者育成補助金を交付 | ○ |
| | 環境保全型産業の推進 | リサイクル関連法について、市民及び事業者への普及・啓発を図る。 | 広報での啓発 | ○ |
| | | 廃棄物の発生抑制や循環利用及び適正処分に配慮した製品の率先した購入を図るとともに、消費者への普及に努める。 | 廃ビニール等の再利用 | ○ |
| | | バイオマス利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。 | バイオマス関連の先進地視察を実施。BDFキャンペーンを県と一緒に実施 | △ |
| | ⑮廃棄物対策 | ごみの減量化の推進 | 物品の適量・適正購入及び長期使用の普及・啓発を図る。 | 広報及び環境学習による啓発 |
| 過剰包装や使い捨て容器の使用自粛（買い物袋持参運動等）を推進する。 | | | BDFキャンペーンを県と一緒に実施 | ○ |
| 分別収集の充実と徹底 | | 生ごみの適正な分別収集の徹底や、分別収集品目の増加等の分別収集の徹底を図る。 | エコライフ計画や広報及び環境学習により啓発 | ○ |
| | | ごみ集積場設置整備に対する補助金制度の普及を図る。 | 各地区帰任員への説明 | ○ |

| | | | | |
|------------------------------------|---------------------|---|---|---|
| | リサイクルの推進 | 堆肥化センターで作られる堆肥をはじめとする再生資源・再生品の普及を図る。 | 広報及び環境学習による啓発 | ○ |
| | | 一般廃棄物の資源再利用に関する事業者への意識の啓発を図る。 | 広報等による啓発 | ○ |
| | ごみの適正処理・処分の徹底 | 宇土清掃センターにおける中間処理及び最終処分に際しては、関係法令に基づき、ごみの適正な処理・処分の徹底を図る。 | 宇城広域連合にて管理 | ○ |
| | | 不法投棄物の撤去等を推進する。 | 非常勤職員による不法投棄の巡回及び撤去を行っている。 | ○ |
| | | 不法投棄やポイ捨てをさせない環境づくりとして、市内全域の清掃活動を推進する。 | ボランティア清掃の推進 | ○ |
| | | 不法投棄の監視体制を関係機関、市民、事業者及び民間団体と協力して強化し、違反者に対しては、策定する条例に基づき厳正な処置を行う。 | 他団体等と協力体制は構築して監視を行っている。 | ○ |
| | | ポイ捨て・不法投棄の防止についての呼びかけや広報活動を促進する。 | 広報等による啓発 | ○ |
| 下水道終末処理場から発生する汚泥の有効利用を推進する。 | コンポストを行っている。 | ○ | | |
| ⑩地球環境問題の対策 | 省資源・省エネルギーの促進 | 省資源・省エネルギー型の製品の製造・販売・購入を推進する。 | 環境マネジメントシステム（EMS）により全庁で取り組んでいる。省エネ製品の購入を推進している。 | ○ |
| | | 下水処理場の消化ガスや排熱利用、廃棄物焼却の余熱利用について検討及び利用の促進を図る。 | ボイラーの燃料を消化ガスにて賄っている。宇土市内に廃棄物焼却施設はなくなつたが、広域連携し、利用している施設があるため継続して情報収集を行っている。 | ○ |
| | 地球温暖化対策 | 「宇土市地球温暖化防止行動計画」に基づき、市関連施設における温室効果ガスの削減目標を達成できるように、省資源・省エネルギー対策を実施するとともに、その結果を公表して、市民及び事業者の温室効果ガスの排出抑制に関する意識の啓発を図る。 | 環境マネジメントシステム（EMS）において全庁で取り組んでいる。市民への啓発はエコライフ計画で実施しているが、事業所への啓発は行っていない。 | △ |
| | | 低公害車の導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 | 環境マネジメントシステム（EMS）において全庁で取り組んでいる。ノーカーデーについては、熊本地震以降未実施。市民については、エコライフ計画や公共交通機関利用において啓発を行っている。 | ○ |
| | | 温室効果ガスである二酸化炭素の吸収源として、緑の保全や育成活動を推進する。 | 対象となる事業なし | × |
| | | 家庭向けの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池の設置を支援する。 | 平成26年度で太陽光住宅設備への補助金を終了。家庭用燃料電池の設置について実施なし。 | × |
| バイオマスの利活用に関する情報収集及び発信を行い、普及・啓発を図る。 | バイオマス利活用に関する情報収集を実施 | ○ | | |

| | | | | |
|--|--|--|---|---|
| | オゾン層の保護対策 | フロン等のオゾン層破壊物質の回収に関する市民及び事業者への意識の啓発を図る。 | 具体的施策なし | × |
| | 酸性雨対策 | 国や熊本県等による酸性雨の調査・研究に関する情報の収集に努める。 | 新聞・テレビ等で発生状況を収集 | ○ |
| | | 低公害車の導入や公共交通機関の利用を推進し、自動車排出ガスの削減を図る。 | 環境マネジメントシステム（EMS）において全市で取り組んでいる。ノーカーデーについては、熊本地震以降未実施。市民については、エコライフ計画や公共交通機関利用において啓発を行っている。 | ○ |
| | 大気汚染に係る法令に基づき、事業所に対する規制及び指導を強化することにより、排出される大気汚染物質の削減を図る。 | 県と連携し継続実施 | ○ | |

2. 用語の解説

| 用語 | 解説 |
|----------|--|
| BOD | 水中の汚濁物質が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のこと。河川などの汚濁の指標としてよく用いられている。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。 |
| COD | 海域や湖沼の汚濁の度合いを示す指標。有機物などの量を過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量 (mg/l) で表したものの。数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す。 |
| ISO14001 | ISO (国際標準化機構) が定めた企業や自治体などの自主的な環境配慮の推進のための国際規格。環境マネジメントシステム「ISO14001」は、環境保全のための計画を作成して実施し、それを点検し、計画通りにできていない場合は是正処置をとる、というサイクルによって継続的な改善を図るシステム |
| ppm | ppmとは割合を表示する単位。100万分の1を1ppmと表示する。 |
| pH | 溶液中の水素イオンの濃度を表す。溶液1ℓ中の水素イオンのグラム当量数で表す。pH=7で中性、pH<7で酸性、pH>7でアルカリ性である。特殊な例(温泉など)を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示します。水道用水として望ましい水質はpH6.5からpH8.5までの範囲です。 |
| TEQ | ダイオキシン類の濃度を環境基準と比較する際に用いる単位で、ダイオキシン類の化合物のうち、最も毒性の高い2,3,7,8,-テトラクロロジベンゾパラジオキシンに換算した場合の濃度である。 |
| エコライフ計画 | 「宇土市環境基本条例」により作成が義務付けられているものであり、環境にやさしい都市づくりを推進するための、市民の生活スタイルの指針となるものである。 |
| オゾン層破壊 | スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤などに使われていたCFC(クロロフルオロカーボン。いわゆる「フロン」の一種)などは、大気中でなかなか分解されず、地上10~50kmの高層の大気にあるオゾン層に達し、オゾン層を破壊してしまう効果がある。オゾン層は、大気圏の中でオゾン濃度の高い層。高度20km~30kmに出現する。紫外線の透過、温暖層の形成など成層圏大気循環に様々な役割を果たしている。 |
| 温室効果ガス | 太陽光により温められた地表から出された赤外線の一部は大気中に吸収され、再び大気中から地表へと放射されるため、地表面はより高い温度となる。 この効果を「温室効果」といい、大気中で赤外線を吸収する気体を「温室効果ガス」と呼ぶ。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等がある。 |
| 合併処理浄化槽 | し尿と台所や風呂から出る雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽より河川水質へ与える影響は小さくなる。 |

| | |
|----------------------------|--|
| 環境基準 | 環境基本法第16条では、環境基準とは人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるとされている。これは、行政目標であり、施策の総合的かつ適切な実施により、その確保に努めなければならない。 |
| 環境基本計画 | 「宇土市環境基本計画」は、宇土市の環境面での将来目標である望ましい環境像を定めて、その実現のための長期の目標やより具体的な目標・施策方針等を明らかにしたものである。計画期間は平成16年度から25年度までの10年間としています。 |
| 漁業集落排水処理施設 | 農村地域にとっての農業集落排水処理施設に対応した漁村地域のための施設である。農業集落排水処理施設と同様に、漁業用排水の水質保全、公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するものである。 |
| 光化学オキシダント:OX ※【光化学スモッグ】 | 光化学オキシダントは、オゾン(O ₃)、パーオキシアセチルナイトレート【PAN】など酸化性物質の総称で、大気中の窒素酸化物(NO _x)と炭化水素(HC)から光化学反応により生成します。光化学反応生成物として、このほかにもホルムアルデヒド(HCHO)、アクロレイン(CH ₂ CHCHO)などの還元性物質や無水硫酸(SO ₃)、二酸化窒素(NO ₂)などがあるが、これらは含みません。 光化学スモッグは、特殊な気象条件下で光化学反応生物がエアロゾル(煙霧質)等を増加させて発生するスモッグ(Smoke+Fog=Smog)のことです。従って、光化学スモッグ中には、光化学オキシダントのみでなく、他の光化学反応生成物も全て含まれることとなります。 |
| 下水道処理区域 | 下水道処理区域とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。下水をまとめて処理することが必要な区域として、公共下水道管理者(市)が自ら設定するもの。これにより、処理区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所への改造義務を課し、下水を一括処理することで、悪臭、ハエ、蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実行性を担保することができ、また、下水道事業と清掃事業への二重投資を防止することができる。 |
| 地球温暖化 | 物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素等は、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が上昇し、21世紀には2度～3度、地球の平均気温が上がってしまうと予測されている。 |
| 窒素酸化物:NOx | 大気中の窒素酸化物には、一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO ₂)の他に亜酸化窒素、無水亜硝酸、四酸化窒素、無水硝酸などがあります。NOとNO ₂ 以外のものは、大気中の濃度と毒性の面からみて、大気汚染物質としては問題とされていません。 NO _x は自然の大気中にも、0.006ppm程度(都市部)存在しますが、ほとんどが物質の燃焼過程から発生しています。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>微小粒子状物質：PM2.5</p> | <p>浮遊粒子状物質のうち、粒径が$2.5\mu\text{m}$以下のものをいいます。ディーゼル車などから直接排出される「1次粒子」と、大気中での光化学反応などによって、硫酸化物などのガス成分から作られる「2次粒子」に分類されます。</p> |
| <p>浮遊粒子状物質：SPM</p> | <p>SPMは、Suspended Particulate Matter で、直訳すると「浮遊している粒子物質」となります。通常、「浮遊粒子状物質」と呼んでいますが、大気環境調査では大気中に浮遊する粉じんのうち、粒径が$10\mu\text{m}$以下の微細な粒子のことを指しています。</p> <p>大気中の浮遊粉じんには、土壌の舞い上がり、海塩粒子、黄砂等自然要因によるもののほか、石油や石炭などの燃焼、土石や鉱物などの機械的処理（破碎、摩砕、選別など）、自動車走行に伴う道路ダストの舞い上がり等人為的要因による発生するものがあります。</p> |

3. ダイオキシン類について

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の低質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は次のとおりです。

| 媒体 | 基準値 | 測定方法 |
|--|-----------------------------|--|
| 大気 | 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒を、ろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/l以下 | 日本工業規格K0312に定める方法 |
| 水底の底質 | 150pg-TEQ/g以下 | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類を、ソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 土壌 | 1000pg-TEQ/g以下 | 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 備考 | | |
| 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 | | |

(2) ダイオキシン類の構造

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーPCB (Co-PCB) を含めて「ダイオキシン類」と定義されています。

ダイオキシン類は、炭素と酸素で構成される骨格のどこに何個の塩素が付くかで異なる物資となり、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があります。毒性があるとみなされているのはこれらのうち29種類です。

(3) ダイオキシン類の濃度単位

それぞれの種類で毒性の強さが異なっているため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するためには、毒性の強さを合計した値で人間に与える影響を考える必要があります。

そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の同族体の毒性を換算した係数が用いられています。これを毒性等価係数といい、その係数を用いてダイオキシン類の同族体29種類の毒性を足し合わせた値をもってダイオキシン類としての毒性とされています。

ダイオキシンの濃度は、全てTEQで表現しています。